


日本ドーピング防止規律パネル決定

競技者氏名： 大野 果奈
競技種目： バレーボール

2014-008 事件につき、日本ドーピング防止規律パネルは、当該事件の聴聞パネルの決定に基づき、下記のように決定する。

平成 27 年 2 月 18 日
日本ドーピング防止規律パネル
委員長 浅見 俊雄

浅見俊雄 

2014-008 事件 聴聞パネル決定

日本ドーピング防止規程（本決定における「日本ドーピング防止規程」とは日本ドーピング防止規程 2009 年 2 月 23 日 Version2.0 を指す。以下「本規程」という。）8.3.2 項に従って日本ドーピング防止規律パネル委員長により指名された以下の各委員により構成される 2014-008 事件の聴聞パネルは、平成 27 年 2 月 10 日に開催された聴聞会（以下「本聴聞会」という。）の結果に基づき、本事件に関して、下記のように決定する。

平成 27 年 2 月 18 日

宍戸 一樹 宍戸一樹

浅見 俊雄 浅見俊雄

目崎 登 目崎登

記

[決 定]

- ・ 本規程 2.1 項の違反が認められる。
- ・ 本規程 10.1.1 項に従い、公益財団法人日本バレーボール協会の決定を条件として、平成 26 年度 天皇杯・皇后杯 全日本バレーボール選手権大会において得られた個人の成績は失効し、同競技大会において獲得されたメダル、得点、及び褒賞の剥奪を含む措置が課される。
- ・ 本規程 10.4 項、同 10.9.1 項及び同 10.9.2 項に従い、平成 27 年 1 月 7 日より 2 ヶ月間の資格停止とする。

〔理由〕

- ・平成27年1月1日から新たな日本アンチ・ドーピング規程が発効しているが、同規程25.7項によれば、同規程は平成27年1月1日の効力発生日に先立ち係争の対象となった事項には遡及的に適用されない旨が規定されているところ、本件においては、競技者に対して平成27年1月7日付けで暫定的資格停止通知が送付されてはいるものの、競技者に対する検体採取及びこれに引き続く陽性反応の検出が平成26年中になされており、したがって本件には本規程が適用されることになる。
- ・平成26年12月13日に実施された競技会検査において競技者から検出された物質ツロブテロール（Tulobuterol）は、2014年禁止表国際基準（以下「禁止表」という。）における「S3.ベータ2作用薬」において禁止物質とされているため、本規程2.1項に定める「禁止物質」に該当する。これに対して競技者は、B検体についての分析を要求せず、また、暫定聴聞会及び聴聞会において、上記の結果及びそこに至る手続過程に関しても特段争わなかった。
- ・そこで、本件においては、競技者について本規程2.1項（競技者の検体に、禁止物質又はその代謝物若しくはマーカーが存在すること）の違反が認められ、同10.1.1項に基づき、公益財団法人日本バレーボール協会の決定を条件として、平成26年度 天皇杯・皇后杯 全日本バレーボール選手権大会において得られた個人の成績は失効し、同競技大会において獲得されたメダル、得点、及び褒賞の剥奪を含む措置が課されると考えるのが相当である。
- ・また、上記検出物質は「禁止物質」に該るものである一方で、禁止表における「特定物質」でもあるところ、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（JADA）、競技者本人、及び競技者が所属する女子バレーボール部の監督である山田晃豊氏の各証言、競技者から提出された各文書（競技者本人の弁明書、山田晃豊氏の「謝罪文」と題する陳述書、競技者のかかりつけ医師作成に係るカルテ及び弁明書等）、JADAから提出された各文書（Doping Control Form等）並びに本聴聞会の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。
 - (1) 今回検出されたツロブテロールは、平成26年12月10日、競技者のかかりつけ医師（競技者の所属する女子バレーボール部からの紹介に基づき、かねてより競技者が診察を受けていた医師）によって喘息様気管支炎、咳喘息と診断された競技者に処方され、同日以降に競技者が服用した「ホクナリン錠」に含有されるものであったことが合理的に推認される。
 - (2) 競技者は、上記「ホクナリン錠」について、自己の喘息様気管支炎、咳喘息の症状を緩和させる目的で服用したものである旨主張しているが、かかる競技者の主張は、上記医師作成に係るカルテ及び過去の競技者に対する他の喘息様気管支炎、咳喘息治療薬の処方履歴等の書証によっても裏付けられ、これに反する証拠は特段見当たらない。そこで、本件においては、競技者による当該物質の服用は、上記のとおり、競技力向上のためではなく、あくまでも喘息様気管支炎、咳喘息の治療を目的とするものであったと認められる。
 - (3) なお、本件において競技者が服用した「ホクナリン錠」は、当該かかりつけ医師によって処方されたものであるところ、競技者は、競技者の所属する女子バレーボール部の指導に従って、当該かかりつけ医師の診察を受ける際に自身がドーピング検査の対象になり得る競技者である旨を明らかにし、禁止物質を含まない薬の処方を受けるよう努めて

おり、また、治療薬の処方後にチームトレーナーに対して自己が服用可能な薬について問い合わせを行う等、競技者において禁止物質の使用を避けようとした姿勢は見受けられる。しかしながら、当該かかりつけ医師は、競技者の所属する女子バレーボール部のチームドクターとしての業務を委嘱され、又は同部との間で雇用・業務委託契約等を明示的に締結していたわけではなく、同部や公益財団法人日本バレーボール協会によってドーピング防止規則や禁止物質に関する特別の研修を受けたという事実も認められないのであり、また、競技者に処方された薬について服用の可否を別途確認したチームトレーナーの意見についても、アンチ・ドーピングに関する十分な知識・経験の裏づけに基づくものでは必ずしも無く、競技者において上記の各事情を知り得る状況にあったこともまた否定できない。更に、競技者は、チームトレーナーに対して確認を行うにあたり、当該かかりつけ医師から処方された個々の薬の名称を伝えて明示的に確認を求めたと認めるに足りる証拠はなく、競技者の所属する女子バレーボール部の指導に必ずしも完全に従っていたとまでは言いがたいという点に過失を認めざるを得ない。

- (4) 禁止物質が体内に入らないようにする責任は、最終的には競技者自身にあり、アンチ・ドーピングの文脈において信頼のおける医師を自ら選定することもまた、競技者の責務であるといわざるを得ないのであって、上記の事実を含めた本件の一切の事情を考慮した場合、本件において競技者が「ホクナリン錠」の服用に至った一連の経緯、すなわち当該かかりつけ医師に診断を求め、当該医師による処方及びチームトレーナーの回答を信じてこれを服用したことが、女子バレーボール部の指導方針に一定程度沿うものであったとしても、競技者に対して譴責処分を課すことを正当化し得る程度の過誤であったとまでは認められない。

以上の各事情及び今回の違反が1回目の違反であることからすれば、本規程 10.4 項の定めに基づき、競技者の過誤の程度を総合考慮の上で、競技者を 2 ヶ月間の資格停止とするのが相当である。

本件では、本競技者に対し、JADA 担当者による平成 27 年 1 月 7 日の通知以来、本決定に至るまで、本規程 7.6.1 項に基づく暫定的資格停止が課されている（かかる暫定的資格停止に関しては平成 27 年 2 月 10 日に暫定聴聞会が開催されている。）。したがって、同 10.9.2 項により、資格停止期間の開始日は平成 27 年 1 月 7 日とする。

以上より、上記の決定をするに至った。

以 上